

令和 7 年度 産業廃棄物最終処分場に係る水質検査業務 仕様書

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条で規定される安定型最終処分場を対象に、浸透水及び周縁地下水の水質検査を行い、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「省令」という。）第 2 条第 2 項で規定される「維持管理の技術上の基準」の遵守状況の確認を行うもの。

2 対象施設

対象施設及び必要な図面は、落札決定後、受注者に通知するものとする。

3 検体

- ・浸透水（擁壁外側に設置された採取箇所（コンクリート製円形管）からの排水水）
- ・地下水①（擁壁外側に設置された採取箇所付近のボーリング井戸からの汲上げ水）
- ・地下水②（擁壁反対側（処分場進入口付近）のボーリング井戸からの汲上げ水）

4 分析項目

- ・浸透水 別紙積算表のすべての分析費の項目
- ・地下水 別紙積算表の生物化学的酸素要求量(BOD)を除く分析費の項目

5 日程

業務の実施日程の目安は以下のとおりである。

- ・令和 7 年 6 月 採取
- ・令和 7 年 8 月 報告書の提出 → 発注者による検査

（注）天候の状況によっては、浸透水の水量が少なく採取するのに時間を要する場合がある。また、水量が非常に少なく採取が困難な場合は、日程を再調整する場合がある。

6 分析方法

省令第 3 条で規定される方法に基づく。

7 業務の用に供する機械器具等

本業務の用に供する機械器具、資材及び運搬費は全て受注者の負担とする。

8 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで

9 報告書

濃度計量証明書（A 4 版）及び結果報告書（採取状況の写真を添付）を提出すること。なお、結果報告書は電子データで提出すること。

10 その他

- （１）地下水①はベイラーサンプラー等を用い静的に採取する必要がある。
- （２）浸透水及び地下水①の採取地点はロープを使用して急斜面を降りる必要があり、荷を背負う必要がある。

11 業務遂行上の遵守基準

- （１）受注者は、業務の遂行に当たって、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する優秀な成果品を納入しなければならない。
- （２）本仕様に明示されない事項又は疑義を生じた場合は、協議の上決定するものとする。

特記事項

【暴力団排除に関する事項】

請負者は、当該業務の遂行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （１）暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- （２）暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- （３）排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

令和7年度 産業廃棄物最終処分場に係る水質検査業務

内 訳

	項目	単位	数量	単価	金額
分析費	アルキル水銀	検体	3		
	ポリ塩化ビフェニル	検体	3		
	カドミウム	検体	3		
	全シアン	検体	3		
	鉛	検体	3		
	六価クロム	検体	3		
	砒素	検体	3		
	総水銀	検体	3		
	ジクロロメタン	検体	3		
	四塩化炭素	検体	3		
	1,2-ジクロロエタン	検体	3		
	1,1-ジクロロエチレン	検体	3		
	1,2-ジクロロエチレン	検体	3		
	1,1,1-トリクロロエタン	検体	3		
	1,1,2-トリクロロエタン	検体	3		
	トリクロロエチレン	検体	3		
	テトラクロロエチレン	検体	3		
	1,3-ジクロロプロペン	検体	3		
	ベンゼン	検体	3		
	チウラム	検体	3		
	シマジン	検体	3		
	チオベンカルブ	検体	3		
	セレン	検体	3		
	1,4-ジオキサン	検体	3		
	クロロエチレン	検体	3		
	p H	検体	3		
	生物化学的酸素要求量(BOD)	検体	1		
小計					
直接人件費	測量技師	人日	1		
	測量技師補	人日	1		
	測量助手	人日	1		
小計					
直接経費	ライトバン運転費(3時間)	台日	1		
小計					
間接経費		式	1		
小計					
合計					
	端数処理(千円未満切り捨て)				
消費税相当額	10%				
総 計					